

茨城県オリエンテーリング協会への個人およびクラブの登録手続に関する規定

第1章 総 則

(適用)

第1条 本規定は、茨城県オリエンテーリング協会への個人およびクラブの登録に関する事項を定めたものである。

第2章 普通会員

(団体登録)

第2条 支部または登録クラブに所属している場合は、所属支部または所属クラブの事務担当者を通じて、本会に登録を行う。

- 2 第6条で定める会費の払込を終えた時点で登録完了となり、県協会専用WEBサイトで登録者名簿を公開する。
- 3 事務担当者は追加登録、変更等がある場合には、速やかに本会事務局にご連絡を行う。

(個人登録)

第3条 県協会支部、加盟クラブのいずれにも所属せず、個人として本会に登録する場合は、本会事務局に必要事項を記載した電子メールまたは手紙で、本会に登録を行う。

- 2 第6条で定める会費の払込を終えた時点で登録完了となり、県協会専用WEBサイトで登録者名簿を公開する。

【記載事項】

- ① 氏名 (ふりがな)
- ② 性別
- ③ 生年月日 (西暦)
- ④ 競技者登録番号 (ある場合)
- ⑤ 指導員登録番号 (ある場合)
- ⑥ 郵便番号・住所
- ⑦ 電話番号
- ⑧ 電子メールアドレス (ある場合)

(特典)

第4条 登録することによる特典は、以下の通りである。

- ① 本会総会において、普通会員としての議決権を有する。
- ② 大会参加費に「茨城県協会会員」の料金設定がある場合は割引適用を受けることができる。

③ 全日本リレー茨城県選手団は、当該茨城県協会会員から選出される。

④ 本会から会員限定の情報が提供される。

第3章 クラブ登録

(クラブ登録)

第5条 クラブの事務担当者は、代表者氏名、代表者連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)、構成員氏名を事務局に提出し、本会に登録を行う。

2 理事会の承認を経て、さらに第6条で定める会費の払込を終えた時点で登録完了となる。

3 登録2年目以降は、理事会の承認は必要としない。

第4章 登録料

(登録料)

第6条 本会への登録料は、以下の通りとする。

① 本会支部の構成員としての登録 2,000円

② 加盟クラブの構成員としての登録 1,000円

③ ②のうち学生(高校生以下)の場合 500円

④ ①～③以外で個人として登録 3,000円

⑤ クラブの登録 5,000円

⑥ 賛助会員(個人、団体を問わず) 一口につき1,000円

2 上記①～③の登録を7月1日以降に行う場合には、追加事務手数料として500円を登録料に上乗せする。

3 登録は、当該年度の年度末まで有効とする。

第5章 補則

(規定の変更)

第7条 この規定は、本会理事会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

(施行規則)

第8条 この規定は、平成29年4月1日から運用を開始する。

2 この規定の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

平成28年10月10日 制定

2019年3月30日 改訂

以上